

手間いらず株式会社

定 款

平成 15年 7月 25日作成
平成 15年 7月 29日公証人認証
平成 15年 8月 4日会社成立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、手間いらず株式会社と称し、英文では、Temairazu, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.情報処理サービス業および情報提供サービス業
- 2.コンピューターネットワークによる商取引およびそのシステム構築業務
- 3.コンピューターネットワークの運営保守管理業務
- 4.コンピューターおよびその周辺機器の販売、保守および輸出入業務
- 5.コンピューターのソフトウェアの開発、設計、販売、保守および輸出入業務
- 6.コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務
- 7.コンピューターおよびコンピューターネットワークに関する知識の教育、普及業務
- 8.インターネットの接続仲介業ならびにアクセスサービス業
- 9.広告代理業、広告制作業、広告斡旋業および広告・宣伝の情報媒体の企画・売買
- 10.出版業
- 11.各種イベントの企画、制作、運営
- 12.旅行業法に基づく旅行業
- 13.金融業務
- 14.不動産の売買、賃貸、交換、管理、リースおよびその仲介、斡旋
- 15.有価証券の売買・保有および運用ならびに投資業、投資顧問業
- 16.国内外投資候補先の斡旋および仲介
- 17.生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
- 18.マーケティングリサーチ業務および各種情報の収集分析
- 19.経営コンサルティング
- 20.労働者派遣事業
- 21.有料職業紹介業
- 22.古物品の輸出入、売買、販売代行、仲介
- 23.ゴルフ・スポーツクラブ・リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車券、コンサートその他興行チケット、レストラン・飲食店・ホテル・旅行・劇場・映画館・遊技場施設・スポーツ施設を利用する権利の売買、仲介、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカード・割引カードの発行および販売
- 24.通信販売業
- 25.放送法による各種放送事業および放送関連技術の開発、製作、指導および販売
- 26.前記各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2.監査等委員会
- 3.会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は3名とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によりこれを解任することができる。
- 2 取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員会)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会にて選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会にて別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第34条 当会社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第18回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改訂日	平成16年	11月	12日
改訂日	平成17年	3月	3日
改訂日	平成17年	4月	1日
改訂日	平成17年	12月	15日
改訂日	平成18年	9月	27日
改訂日	平成21年	3月	10日
改訂日	平成22年	9月	28日
改訂日	平成25年	5月	20日
改訂日	平成25年	9月	26日
改訂日	平成27年	7月	1日
改訂日	平成29年	9月	27日
改訂日	令和3年	9月	17日
最終改訂日	令和4年	9月	21日